

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

上場会社名 株式会社 テ ス ク
代表者 代表取締役社長 梅 田 源
(コード番号 4349)
問合せ先責任者 取締役管理部長 岡本匡弘
(TEL 052-651-2131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会において、付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備え、事業を機動的に営むことができるように目的の条項を追加するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法により導入される「監査等委員会設置会社」へ移行することが可能になったことに伴い、経営の監督とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため監査等委員会設置会社へ移行することといたします。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設及び削除等の変更を行うものであります。
- (3) 業務執行を行う取締役とその監査を行う取締役が業務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役の決議によって取締役の責任を法令の定める範囲内において免除することができる規定、及び責任限定契約を締結できる規定を新設するものであります。
なお、この変更につきましては、監査役会において監査役全員の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を可能にするため剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款規定第 7 条（自己株式の取得）及び第 41 条（中間配当）を削除するものであります。
- (5) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日

別紙（定款変更の内容）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p>第2条（目的）</p> <p>1.～4.<条文省略></p> <p><新設></p> <p>5.前各項に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 <条文省略></p> <p>第7条（自己株式の取得）</p> <p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第17条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（員数）</p> <p>当社の取締役は <u>15</u>名以内とする。</p> <p><新設></p> <p>第19条（取締役の選任）</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <条文省略></p> <p>第20条（取締役の任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>第2条（目的）</p> <p>1.～4.<現行どおり></p> <p>5. <u>労働者派遣業務</u></p> <p>6. 前各項に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第6条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第7条～第16条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役及び取締役会ならびに<u>監査等委員会</u></p> <p>第17条（員数）</p> <p>1. <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以内とする。</u></p> <p>第18条（取締役の選任）</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <現行どおり></p> <p>第19条（取締役の任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><削除></p> <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>

第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 22 条 (取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

<新設>

第 23 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数に当る取締役が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

<新設>

第 24 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

<新設>

第 25 条 <条文省略>

<新設>

<新設>

第 20 条 (取締役会の招集権者及び議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 21 条 (取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第 22 条 (監査等委員会の招集通知)

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

第 23 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数に当る取締役が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 24 条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数に当る監査等委員が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 25 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 26 条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 27 条 <現行どおり>

第 28 条 (業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第 29 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会

<p>とができる。 <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p><u>第 33 条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 34 条（監査役会の議事録）</u> <u>監査会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第 35 条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 36 条～第 37 条</u> <条文省略></p> <p><u>第 38 条（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>第 39 条</u> <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><u>第 40 条（剰余金の配当）</u> <u>当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</u></p> <p><u>第 41 条（中間配当）</u> <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という）を行うことができる。</u></p> <p><u>第 42 条</u> <条文省略></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p><u>第 34 条～第 35 条</u> <現行どおり></p> <p><u>第 36 条（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p><u>第 37 条</u> <現行どおり></p> <p><u>第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>第 39 条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><u>第 40 条</u> <現行どおり></p>
---	--